平成３０年（フ）第１２号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字浅屋敷58番地
債務者　羽田あけみ
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第８７号
金沢市示野町イ92番地１
債務者　松本　泰司
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９９号
金沢市泉１丁目５番10号　泉ハイツ　201号、住民票上の住所金沢市泉１丁目５番12号
債務者　新藤　玉恵
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４号
石川県加賀市山中温泉菅谷町ヘ90番地
債務者　村上　充甫
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１９号
石川県七尾市万行町12―30―５、住民票上の住所石川県七尾市鵜浦町８部90番地
債務者　川田　竜之
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第５０号
長野県上田市秋和882番地　かねろく荘６号
債務者　市川　博之
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第５１号
長野県上田市秋和882番地　かねろく荘６号
債務者　市川美佐子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４２号
長野県飯田市上郷別府７番地１
債務者　吉川日登美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第２８号
長野県伊那市西箕輪3900番地132　丸中産業寮201号
債務者　下條　一彦
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第７７号
静岡県富士市平垣99番地の１　コーポはちまん303号
債務者　高野ひろみ（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第８７号
静岡県富士市森下66番地の１　レオパレス森下102号
債務者　神尾　美樹
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２１号
三重県名張市東田原845番地144
債務者　山口　由佳
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第２８３号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目７番３号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番１―202号
債務者　小掠　信幸
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市七松町１丁目20番13号　仲村マンション403、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―905号
債務者　須广　裕宣
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３５号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目８番６―102号アネックスパークサイドD、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番26―502号
債務者　森　由弥子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
奈良県北葛城郡広陵町大字大野579番地
債務者　畑下　富晴
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
奈良県北葛城郡河合町大字城内493番地１
債務者　二井川茂和
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係